

市町村コード
401005
福岡県
北九州市

法人市民税  
領収証書

口座番号	加入者
/	

住所(所在地)、氏名(名称)
様
様分

業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正
17		0					0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度		申告区分					
年	月	日	~	年	月	日	

法人税割額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額											
延滞金											
合計額											

納期限	年	月	日	領収日付印
日計	円			

上記のとおり領収しました。  
(納税者保管)

○ この領収証書は大切に  
保管してください。

↑ 切り取って、3枚とも一緒にご提出ください。

市町村コード
401005
福岡県
北九州市

法人市民税  
納付(納入)書(原符)

口座番号	加入者
/	

住所(所在地)、氏名(名称)
様
様分

業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正
17		0					0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度		申告区分					
年	月	日	~	年	月	日	

法人税割額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額											
延滞金											
合計額											

納期限	年	月	日	領収日付印
日計	円			

上記のとおり納付(納入)しま  
す。(金融機関等保管)

市町村コード
401005
福岡県
北九州市

法人市民税  
領収済通知書

口座番号	加入者
/	

住所(所在地)、氏名(名称)
様
様分

業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正		
17	18	0	23	26	28	30	40	51	0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度		申告区分											
52	年	54	月	56	日	~	58	年	60	月	62	日	

法人税割額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	76										
延滞金	88										
合計額	100										

納期限	年	月	日	領収日付印
取りまとめ金融機関	みずほ銀行北九州支店 福岡銀行北九州営業部 西日本シティ銀行北九州営業部 北九州銀行本店営業部			

上記のとおり通知します。

(北九州市保管)

**【注意】 この納付書は、ゆうちょ銀行では使用できません。ゆうちょ銀行以外の金融機関で使用される際は、斜線を引いている「口座番号」「加入者」の記載は不要です。印刷はA4サイズの普通紙(両面白紙のもの)をご利用ください。**

## ○記入事項

申告書の提出と同時に申告した額を収めるときは、次の事項を記入して納めてください。

- 1 住所(所在地)、氏名(名称)
- 2 **太枠**の区(コード)  
門司区…1 小倉北区…2 小倉南区…3 若松区…4  
八幡東区…5 八幡西区…6 戸畑区…7
- 3 **太枠**内の収入(管理)番号
- 4 **太枠**内の年月日等、申告区分  
年月日等…事業年度  
申告区分…中間、予定、確定、修正等
- 5 税額、延滞金額、合計額

## ○納付(納入)場所

- 1 下記金融機関
  - (1) 銀行  
みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、福岡、西日本シティ、  
北九州、筑邦、福岡中央、佐賀、十八親和、肥後、大分、豊和、  
南日本、西京、広島、もみじ、伊予
  - (2) 信用金庫  
福岡ひびき、遠賀
  - (3) その他  
九州労働金庫、横浜幸銀信用組合、北九州農業協同組合、  
北九州市内の朝銀西信用組合
- 2 市・区役所内の銀行派出所及び区役所の出張所(閉庁日は利用できません。)
- 3 **ゆうちょ銀行(郵便局)では納めることができません。**

## ○延滞金について

納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されることになります。

(計算の方法は次のとおりです。)

- 1 令和2年12月31日以前の期間
  - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…北九州市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年北九州市条例第30号)第1条の規定による改正前の北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)
  - (2) その後の期間…改正前の特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)
- 2 令和3年1月1日以後の期間
  - (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)
  - (2) その後の期間…延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)なお、この計算の基礎となる額が2,000円未満場合と、計算された延滞金額が1,000円未満の場合は、その全額を切り捨てます。(上記以外で計算の基礎となる税額が1,000円未満と計算された延滞金額の100円未満は切り捨てます。)